

内部監査について

1 内部監査の方針

公立大学法人横浜市立大学の中期計画において「財務規律や業務運営の合理性等の確保に資するため、内部監査機能の充実を図る。」ことや「会計面における内部統制の妥当性の検討・評価及びその運用状況の監視と業務諸活動の合理性の検討・評価を行うなど、効率的に内部監査を実施する。」ことが挙げられている。

内部監査は、会計経理の適正を期するとともに、業務の合理的かつ効率的な運営を図る観点から、大学の各部局等の各層における取組を内部監査委員会という別組織により監査し、それぞれの課題を明らかにし、解決していくことを通じて、目標実現の達成に寄与することを方針とした。

2 監査項目及び重点事項

(1) 監査項目

- ア 会計処理における会計規定等の関係法令の遵守の状況について
- イ 現金の残高と帳簿の残高の確認及び調査について
- ウ 資産及び備品の管理の状況について
- エ その他

(2) 重点事項

- ア 旅費の計算方法の妥当性について
- イ 有形固定資産の管理状況について

3 監査対象部署

原則として全学内を対象（金沢八景キャンパス、鶴見キャンパス、福浦キャンパス（附属病院含む）、エクステンションセンター、舞岡キャンパス、附属市民総合医療センター）。

4 監査実施時期

平成19年7月、9月、11月、平成20年1月。

※この他に研究費に関する内部監査を10月に実施。

5 監査実施方法

(1) 会計処理における会計規定等の関係法令の遵守の状況について

購入の承認行為、見積書の徴収等発注事務処理が法令や規程等に合致しているかなどについて、会計記録の一部をサンプリングして監査を実施する方法（試査）により実施した。

(2) 現金の残高と帳簿の残高の確認及び調査について

現金の残高を確認し管理帳簿との突合を確認。また、財務会計システムにおける元帳と合致しているか調査した。

(3) 資産及び備品の管理の状況について

固定資産（有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産）、流動資産及び小額備品が現存するか、管理方法は適正か等について監査を実施。

特に、固定資産については、その重要性に鑑み重点的に監査を実施した。

6 内部監査委員会

(1) 内部監査委員長 事務局長（経営企画室事務取扱）

(2) 大学

ア	内部監査副委員長	経営企画室	総務・財務課長
イ	内部監査委員	経営企画室	会計・監査担当係長
ウ	同	経営企画室	会計・監査担当職員

(3) 附属病院

ア	内部監査委員	附属病院	総務課長
イ	同	附属病院	経営企画担当係長
ウ	同	附属病院	経営企画担当職員

(4) 附属市民総合医療センター

ア	内部監査委員	附属市民総合医療センター	経営企画担当課長
イ	同	附属市民総合医療センター	経営企画担当係長
ウ	同	附属市民総合医療センター	経営企画担当職員

(5) その他理事長が必要と認める者

7 参考

(1) 監査連絡調整会議

会計監査人、監事、内部監査委員により意見交換を行い、連携・協力して相互に監査を実施するため、19年度は3回実施。

(2) 監事監査

平成18年度計画の実績及び18年度決算に関する法人評価委員会の意見等を踏まえ、19年度の年度計画の実施状況を監査の重点事項とした。

実施実績としては、19年7月から20年2月まで、毎月、対象部署を監事が現場視察を行い、質疑応答を行うかたちで実施した。